

四三九 遊戲場、娛樂場業

一五 接客業

四四〇 旅館、下宿業

四四一 料理店、飲食店業

四四二 貸席、待合、置屋、貸座敷業

一六 其の他の商業

四四三 株式會社

四四四 薦儀業

四五五 其の他の商業

六 交通業

一七 通航業

四四六 鐵道、軌道業

四四七 乗合自動車運輸業

四四八 旅客自動車運送業

四四九 貨物自動車運送業

四五〇 小運送業

四五一 其の他の陸上運輸業

四五二 船舶運輸業

四五三 航空輸送業

四五四 回漕業

四五五 其の他の運送取扱業

一八 通信業

四五六 郵便、電信、電話業

四五七 ラヂオ放送業

四五八 ニュース供給業

四五九 其の他の通信業

七 公務自由業

一一九 公務

四六〇 皇室事務(他に分類せられないもの)

四六一 神社

四六二 國家事務(他に分類せられるもの)

四六三 地方事務(他に分類せられるもの)

四六四 陸軍(他に分類せられるもの)

四六五 海軍(他に分類せられるもの)

四六六 執達吏役場、公證人役場、司法書士事務所

四六七 執達吏役場、公證人役場、司法書士事務所

四六八 其の他の藝術、遊園

四六九 圖書館、博物館

四七〇 其の他の教育

四九〇 社會事業團體

四九一 其の他の團體

四九二 代書、代願業

四九三 其の他の自由業

四七一 神道

四七二 佛教

四七三 基督教

四七四 其の他の宗教

九 其の他の産業

四七五 醫業

四七六 助產婦業

四七七 看護業

四七八 按摩、鍼灸業

四七九 其の他の醫療業

一〇 九六 産業の不明なるもの
一一九 無業
一九七 無業

拓務省分課規程の一部改正

拓務省分課規程は一部改正をみ昭和十五年十一月十
三日より施行せらるゝに到つたが、その内特に人口植
民問題に關係ある條章を掲ぐれば次の如くである。

一一四 醫業、製藥業

四八三 醫業

四八四 裝飾業

一一五 著述業、藝術、遊戲

四八五 著述業、文藝

四八六 繪畫、彫塑

四八七 音樂、舞蹈

四八八 其の他の藝術、遊園

四八九 產業團體

四九〇 社會事業團體

四九一 其の他の團體

四九二 代書、代願業

四九三 其の他の自由業

四九四 家事業

四九五 其の他の産業

四九六 産業の不明なるもの

四九七 無業

四九八 無業

四九九 無業

五一〇 無業

第十七條 拓北局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 滿洲其ノ他拓務大臣ノ定ムル地域ニ於ケル移植民ニ關
民ニ關スル事項

二 滿洲拓植公社ノ業務ノ監督ニ關スル事項

第十八條 拓北局ニ監理課、開拓課、青年課及輔導課ヲ置ク

第十九條 監理課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 局内各課事務ノ連絡調整ニ關スル事項

二 滿洲拓植公社ノ業務ノ監督ニ關スル事項

三 滿洲拓植委員會ニ關スル事項

四 滿洲開拓青年義勇隊訓練本部ニ關スル事項

五 移植民團體ノ助成ニ關スル事項

六 移植民ニ關スル諸般ノ調査及企畫ニ關スル事項

七 開拓地調査ニ關スル事項

八 局内他課ノ主管ニ屬セザル事項

第二十條 開拓課ニ於テハ滿洲開拓青年義勇隊ヲ除ク
滿洲開拓民ニ關スル宣傳、募集、訓練、送出、助成
及保護ニ關スル事務ヲ掌ル

第二十一條 青年課ニ於テハ滿洲開拓青年義勇隊ニ關
スル宣傳、募集、訓練、送出、助成及保護ニ關スル
事務ヲ掌ル

第二十二條 輔導課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 滿洲開拓民ニ關スル事項

二 女子ニ對スル滿洲開拓思想ノ啓發宣傳ニ關スル
事項

三 滿洲開拓勤勞奉仕ニ關スル事項

四 滿洲開拓民ニ關スル一般的厚生保護施設ニ關ス
ル事項

第二十三條 拓南局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 他局ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外海外移植民ニ關
業ノ指導獎勵ニ關スル事項

二 他局ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外海外拓殖事
業ノ指導獎勵ニ關スル事項

三 臺灣拓殖株式會社、南洋拓殖株式會社及日南產
業株式會社ノ業務ノ監督ニ關スル事項

四 日南產業株式會社ノ業務ノ監督ニ關スル事項

五 神戶移住教養所ニ關スル事項

六 同方面ニ於ケル海外拓殖事業ノ指導獎勵ニ關ス
ル事項

第七條 拓南局ニ第一課、第二課及第三課ヲ置ク

一 第三課ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外南方ニ對
スル施策ノ連絡調整ニ關スル事項

二 臺灣拓殖株式會社及南洋拓殖株式會社ノ業務ノ
監督ニ關スル事項

三 海外拓殖事業ニ關スル物資ノ需給調整ニ關聯ス
ル事項

四 移植民及海外拓殖事業ノ指導獎勵ニ關スル諸般
ノ調査及企畫ニ關スル事項

五 局内他課ノ主管ニ屬セザル事項

第六條 第二課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 第三課ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外移植民ノ
宣傳獎勵及保護指導ニ關スル事項

二 第三課ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外海外拓殖
事業ノ指導獎勵ニ關スル事項

三 第三課ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外海外拓殖
事業ノ指導獎勵ニ關スル事項

四 長崎移住教養所ニ關スル事項

第五條 第三課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 中南米方面ニ於ケル移植民ノ宣傳獎勵及保護指
導ニ關スル事項

二 滿洲開拓勤勞奉仕ニ關スル事項

三 滿洲開拓民ニ關スル事項

四 滿洲開拓民ニ關スル一般的厚生保護施設ニ關ス
ル事項

導ニ關スル事項

二 同方面ニ於ケル海外拓殖事業ノ指導獎勵ニ關ス
ル事項

三 同方面ニ於ケル移植民團體ノ助成ニ關スル事項

四 海外移住組合ニ關スル事項

五 日南產業株式會社ノ業務ノ監督ニ關スル事項

六 神戶移住教養所ニ關スル事項

七 同方面ニ於ケル海外拓殖事業ノ指導獎勵ニ關ス
ル事項

八 同方面ニ於ケル移植民團體ノ助成ニ關スル事項

九 同方面ニ於ケル海外拓殖事業ノ指導獎勵ニ關ス
ル事項

十 同方面ニ於ケル海外拓殖事業ノ指導獎勵ニ關ス
ル事項

十一 同方面ニ於ケル海外拓殖事業ノ指導獎勵ニ關ス
ル事項

十二 同方面ニ於ケル海外拓殖事業ノ指導獎勵ニ關ス
ル事項

十三 同方面ニ於ケル海外拓殖事業ノ指導獎勵ニ關ス
ル事項

十四 同方面ニ於ケル海外拓殖事業ノ指導獎勵ニ關ス
ル事項

十五 同方面ニ於ケル海外拓殖事業ノ指導獎勵ニ關ス
ル事項

十六 同方面ニ於ケル海外拓殖事業ノ指導獎勵ニ關ス
ル事項

十七 同方面ニ於ケル海外拓殖事業ノ指導獎勵ニ關ス
ル事項

十八 同方面ニ於ケル海外拓殖事業ノ指導獎勵ニ關ス
ル事項

十九 同方面ニ於ケル海外拓殖事業ノ指導獎勵ニ關ス
ル事項

二十 同方面ニ於ケル海外拓殖事業ノ指導獎勵ニ關ス
ル事項

二十一 同方面ニ於ケル海外拓殖事業ノ指導獎勵ニ關ス
ル事項

二十二 同方面ニ於ケル海外拓殖事業ノ指導獎勵ニ關ス
ル事項

二十三 同方面ニ於ケル海外拓殖事業ノ指導獎勵ニ關ス
ル事項

二十四 同方面ニ於ケル海外拓殖事業ノ指導獎勵ニ關ス
ル事項

二十五 同方面ニ於ケル海外拓殖事業ノ指導獎勵ニ關ス
ル事項

二十六 同方面ニ於ケル海外拓殖事業ノ指導獎勵ニ關ス
ル事項

二十七 同方面ニ於ケル海外拓殖事業ノ指導獎勵ニ關ス
ル事項